

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年12月25日
【会社名】	横浜冷凍株式会社
【英訳名】	YOKOHAMA REITO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 西山 敏彦
【本店の所在の場所】	横浜市神奈川区守屋町一丁目1番地7
【電話番号】	(045)210-0011
【事務連絡者氏名】	総務部長 志村 真一郎
【最寄りの連絡場所】	横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号 みなとみらいグランドセントラルタワー7階
【電話番号】	(045)210-0011
【事務連絡者氏名】	総務部長 志村 真一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年12月22日開催の当社第68期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 平成27年12月22日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金10円 総額521,187,810円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 取締役の員数の変更

経営体制の強化充実を図るため、定款第20条（取締役の員数）の取締役の員数を12名以内から15名以内に変更する。

2. 代表取締役及び役付取締役の変更

経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、定款第23条（代表取締役及び役付取締役）の役付取締役として、新たに取締役副社長を定めることができる旨を追加する。

3. 相談役の廃止

当社では平成25年12月をもって相談役が空席となっている現状を反映し、定款第29条を削除する。

4. 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったので、適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款に第30条（取締役との責任限定契約）及び第39条（監査役との責任限定契約）を新設するもの。なお、第30条の新設については、各監査役の同意を得ている。

また条文の新設に伴い、現行定款の条数の繰り下げを行う。

第3号議案 役員賞与支給の件

第68期末時点の取締役9名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額26百万円を支給する。

第4号議案 取締役12名選任の件

取締役として、吉川俊雄、西山敏彦、岩淵文雄、井上祐司、松原弘幸、千田重賢、越智孝次、花澤幹夫、池田浩人、野崎博嗣を、また、今後の更なる経営体制の充実とコーポレートガバナンスの強化を図るため、社外取締役である加瀬兼司、酒井基次を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は20百万円以内）とする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率（％）	決議の結果
第1号議案	363,188	1,329	0	99.63	可決
第2号議案	359,146	5,371	0	98.50	可決
第3号議案	358,650	5,867	0	98.36	可決
第4号議案					
吉川 俊雄	332,839	31,673	0	90.48	可決
西山 敏彦	335,295	29,217	0	91.29	可決

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	賛成率(%)	決議の結果
岩淵 文雄	354,018	10,494	0	97.04	可決
井上 祐司	354,018	10,494	0	97.04	可決
松原 弘幸	359,917	4,595	0	98.72	可決
千田 重賢	354,048	10,464	0	97.04	可決
越智 孝次	354,018	10,494	0	97.04	可決
花澤 幹夫	360,928	3,584	0	99.01	可決
池田 浩人	360,883	3,629	0	98.99	可決
野崎 博嗣	360,956	3,556	0	99.01	可決
加瀬 兼司	360,632	3,880	0	98.92	可決
酒井 基次	361,259	3,253	0	99.10	可決
第5号議案	337,153	27,364	0	91.88	可決

(注) 各議案の可決要件は次のとおりです。

1. 第1号議案、第3号議案及び第5号議案の可決要件は、出席した株主の議決権の過半数の賛成であります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成であります。
3. 第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上